

阿波市地域おこし協力隊（商工観光振興）受入業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

阿波市では、国指定天然記念物「阿波の土柱」をはじめ、四国遍路ゆかりの歴史文化、豊かな自然環境、県内有数の農業生産地として育まれた多彩な農産物など、地域特性を活かした魅力ある地域資源を有しています。また、「たらいうどん」や農産物ブランド「阿波ベジ」など、地域に根差した食や産業資源は、交流人口の拡大や地域経済の活性化に向けた大きな可能性を秘めています。

一方で、人口減少や少子高齢化の進行、地域産業の担い手不足、観光消費額の伸び悩みなど、地域経済を取り巻く課題は深刻化しており、地域資源を効果的に活用しながら、持続可能な地域づくりを推進する新たな人材の確保と育成が求められています。

本事業では、地域資源を活かしたイベントの企画運営、地域食材を活用した飲食提供や交流拠点の活用推進、新商品の開発や販路拡大など、商工観光振興に直結する実践的な活動を通してモデルケースを構築します。

本事業の推進にあたっては、市と民間事業者が密接に連携する「団体委託型」を採用します。民間事業者の柔軟な発想や独自のノウハウ、事業化を見据えた視点を取り入れることで、商工観光分野における地域課題の解決と地域経済の活性化を加速させることを目的としています。

本公募では、受託者に対し、隊員の活動における伴走支援や地域関係者との調整役としての役割を担っていただき、戦略的かつ実効性の高い企画提案を通じて、阿波市における商工観光振興の先駆的な取り組みを推進し、持続可能な地域づくりの基盤を築くため、プロポーザル方式により最も適切な受託者を選定します。

2 業務概要

(1) 業務名 阿波市地域おこし協力隊（商工観光振興）受入業務

(2) 業務内容 別紙「阿波市地域おこし協力隊（商工観光振興）受入業務仕様書」のとおり

(3) 履行予定期間 契約締結日から当該年度の末日まで

※契約候補者選定後から契約締結日までは、委託契約業務の開始に向けた準備期間（計画準備、隊員の募集・選考等）とし、令和9年4月1日の本契約締結を目標としますが、最終的な契約日は市と契約候補者の協議により決定します。

※隊員の任期（最長3年）に応じて再委託することができますが、次年度以降の契約を確約するものではありません。

※募集する隊員は1名のみとなります。

(4) 提案上限金額 5,500,000円／年（消費税及び地方消費税を含む。）

※内訳として、報償費 3,500,000円／年、報償費以外の活動に要する経費【活動費】2,000,000円／年 以内とし、それぞれこの内訳の上限を超える提案は無効とします。

(5) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

(6) 隊員の活動 隊員が行う活動は、以下のとおり（ア～ウのうち一つ以上を実施）

ア 地域資源を活用したイベントの企画立案、運営および SNS やデジタル媒体等を活用した集客プロモーション活動

イ 地域の食材や特産品を活かした飲食提供の検討、ならびに空き家や公共施設等の遊休空間および既存施設を活用した交流拠点の運営・活用推進

ウ 地域の資源を活かした新商品の開発、既存商品のブラッシュアップ、および EC サイト等を活用した販路拡大のためのマーケティング活動

エ その他、本業務遂行のために必要な事業の提案、実施

(7) 担当部署 産業経済部商工観光課産業立地推進室

〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1

電話番号 0883-36-8722 F A X 番号 0883-36-8762

電子メール shokokanko@awa.i-tokushima.jp

3 参加者の資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件を全て満たす法人格を有する団体とします。個人での参加はできません。

(1) 市内に本店、支店、営業所等を置く法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

(3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更生又は再生手続を行っている法人でないこと。

(5) 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人でないこと。

(6) 公租公課（国税及び地方税）を滞納していないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと並びに、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係にある者でないこと。

4 実施スケジュール

公募開始 令和8年8月3日（月）

質問の受付 令和8年8月3日（月）から令和8年9月2日（水）まで

質問の回答 令和8年8月19日（水）、令和8年9月4日（金）

応募書類の提出期限	令和8年9月18日（金）
プレゼンテーション審査	令和8年10月5日（月） 予定
審査結果の通知	令和8年10月8日（木） 予定

※ 当該日程については、スケジュールを変更する場合があります。

5 実施手順

(1) 公募開始

市のホームページで実施要領等を公表します。

(2) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問がある場合には、担当部署に対し、次に定めるところにより質問書（様式第1号）を提出してください。

※電話又は口頭による質問は受付できませんのでご注意ください。

ア 提出期限 令和8年9月2日（水）午後5時必着

イ 提出方法 質問書を電子メールにより提出してください。電子メールを送信したときは、担当部署に電話で着信の確認を行ってください。

(3) 質問の回答

提出のあった質問に対する回答は、阿波市ホームページにて掲載します。なお、質問者の名称等は公表しません。

(4) 応募書類の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出してください。

ア 提出書類

(ア) 参加申込書（様式第2号）

(イ) 会社概要（任意様式）

会社の沿革及び組織が分かれば、パンフレットでも可とします。

(ウ) 損益計算書・貸借対照表

提出直前3年分の各事業年度に関するもの。

(エ) 納税証明書又は完納証明書（都道府県税、市町村税、消費税及び地方消費税、法人税）

直近1年間分、提出日の直前3ヶ月以内に発行されたもの（写し可。）。

国税は、国税通則法施行規則第9条書式その3の3とし、地方税は都道府県及び市町村の納税証明書又は完納証明書とします。

本店等所在の自治体及び税務署で交付されたもの及び本市が発行する完納証明書の提出も必要です。

(オ) 登記事項証明書

提出日の直前3ヶ月以内に発行されたもの（写し可。）。

(カ) 使用印鑑届 (様式第3号)

(キ) 応募資格を満たす旨の誓約書 (様式第4号)

(ク) 企画提案書 (様式第5号)

企画提案書は、別紙「阿波市地域おこし協力隊 (商工観光振興) 受入業務仕様書」及び「評価基準」に基づき作成してください。

※紙サイズはA4判とし、写真やイラスト等を用いてわかりやすく説明してください。

(ケ) 見積書 (様式第6号) 及び内訳書 (様式第7号)

見積書は、委託契約業務に係る経費の見積書とし、内訳書を添付して提出してください。

イ 提出部数 各1部 ※このほかに電子データ (DVD) で1部

ウ 提出期限 令和8年9月18日 (金) 午後5時まで (必着)

エ 提出方法 持参又は郵送 (簡易書留)

6 審査及び選定方法等

(1) 選定方法

阿波市地域おこし協力隊受入業務受託団体選定委員会 (以下「委員会」という。) において書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、契約候補者を選定します。ただし、応募者が多数の場合は、事前に書類審査のみを行い、その採点結果の上位3者に限定してプレゼンテーション審査を実施することとします。また、参加者が1者の場合も審査を実施します。

委員会においては、上記審査内容について各委員がそれぞれ採点を行い、その平均点が最も高い事業者を契約候補者として選定します。なお、同点の場合は各委員の評点で高い順位を得た数の多い者を契約候補者として選定することとし、それも同数の場合は、委員会で協議の上、契約候補者を選定します。また、平均点が最も高い事業者であってもその得点が委員会の求める水準 (6割以上) に満たない場合は、選定を行いません。

(2) プレゼンテーション審査

応募者ごとに、プレゼンテーション審査を次のとおり実施します。

ア 日時 令和8年10月5日 (月) 予定

イ 場所 阿波市役所 阿波市市場町切幡字古田201番地1

ウ 時間 プレゼンテーションは20分以内、その後の質疑を20分程度予定しています。

エ 出席者 プレゼンテーションには、3名以内で出席してください。

オ 準備物 パソコン、プロジェクター及びスクリーンが必要な場合は市で準備します。なお、各応募者で持参も可とします。

カ プレゼンテーション審査は、(3) の評価基準について行います。

キ プレゼンテーション審査を欠席した場合、又は指定された参集時刻までに参集していない場合は、やむを得ない状況であると委員会が判断した場合を除き、本件プロポーザルを辞退したもの

とみなします。

ク プレゼンテーション審査の日時、場所等の詳細については、別途参加申込書（様式第2号）に記載の担当者にメールにて連絡します。

(3) 評価基準

項 目	主 な 着 眼 点	配点
①基本方針	・基本方針が募集の趣旨と合致しているか ・市の課題を的確に把握しているか ・提案者の考える市の課題の解決と地域おこし協力隊制度の活用方針が合致しているか ・地域おこし協力隊制度について深い理解があるか	10
②事業計画	・市の課題解決に効果的な企画が盛り込まれているか ・地域活性化や地域貢献に高い効果が期待できる事業であるか ・地域と連携して取り組む計画になっているか ・隊員の任期終了後の展望が検討されているか	10
③隊員の活動	・事業計画に基づいた隊員の役割が適切かつ明確であるか ・隊員の役割が過剰なもので無く、確実に遂行できる内容になっているか ・事業計画の達成に直接的に隊員が関与する内容となっているか ・隊員のサポート体制が十分に検討されているか	10
④委託料の妥当性	・見積金額が上限額の範囲内であるか ・報償費と活動費の配分がそれぞれの上限額の範囲内であるか ・活動費の内訳が適切に検討されているか	10
⑤財務の安定性	・自己資本比率が適正であるか ・流動比率が適正であるか	10
合 計		50

(4) 選定結果の通知・公表

選定結果は、文書にて全参加者へ通知するとともに、阿波市ホームページ上で公表します。なお、選定結果に対する問合せ及び異議申立ては一切受け付けません。

7 プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となる場合があります。

ア 本業務の関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

イ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談、開示を行うこと。

ウ 企画提案書類に虚偽の記載を行うこと。

エ プロポーザルの評価終了後に参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

カ 提案上限金額を超える提案があった場合。

(2) 複数提案の禁止

プロポーザルに係る企画提案は、1 参加者につき 1 提案とします。

(3) その他

ア プロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とします。

イ 企画提案書提出後は、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めないものとします。

ウ 参加申込書の提出後に辞退する際には、辞退届（様式は任意）を提出するものとします。

エ 提出された企画提案書等は返却しないものとし、阿波市情報公開条例（平成17年4月1日条例第9号。以下「情報公開条例」という。）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）並びに阿波市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月22日条例第1号）に基づき適切に管理します。

オ 提出書類は、原則公開しないものとしますが、情報公開条例の規定に基づき開示請求者に開示する可能性があるため、企業秘密に該当するなど、開示されると不利益をこうむる恐れのある情報については、あらかじめ文書により申し出てください。

カ 隊員の受入れは、阿波市一般会計予算の成立を前提としており、予算の状況によっては、契約を締結しないことや内容等に変更が生じることがあります。

キ 委託契約額は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」の地方財政措置額を財源に支援するものであり、国の同要綱の改正が行われた場合は、委託契約額に変更が生じることがあります。

ク 本要領に規定されていない事項が発生したときは、公平性を考慮の上、本市が判断するものとします。

8 契約の締結

選定した契約候補者と本市とが協議し、委託契約業務内容を確定させた上で、契約を締結します。提案された内容が基本となるが、協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合があります。また、選定した契約候補者と本市との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、選定結果において評価の得点が次に高い提案者と協議を行うこととします。

9 提出及び問合せ先（担当部署：産業経済部商工観光課産業立地推進室）

〒771-1695

徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1

阿波市産業経済部商工観光課産業立地推進室

電話 0883-36-8722

FAX 0883-36-8762

E-mail shokokanko@awa.i-tokushima.jp

契約候補者選定後の予定

- | | |
|-------------------|-----------|
| ・ 隊員の募集開始 | 令和8年10月中旬 |
| ・ 受入事業者による隊員の雇用開始 | 令和9年4月1日 |
| ・ 契約締結 | 令和9年4月1日 |
| ・ 市が隊員を委嘱 | 令和9年4月1日 |

※ 当該日程については、あくまで予定であり、変更となる場合があります。正式なスケジュールは、市と契約候補者の協議により決定します。